



長野県報

8月31日(火)
平成22年
(2010年)
号外

目次

規則

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則(行政改革課) 1

訓令

副知事の担任事務に関する規程の廃止(行政改革課) 1

規則

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則を
ここに公布します。

平成22年8月31日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第32号

知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

知事の職務代理者を定める規則(昭和39年長野県規則第64号)の
一部を次のように改正する。

第1項を削り、第2項中「法」を「地方自治法(昭和22年法律第67号)」に改め、同項を第1項とし、第3項中「法」を「地方自治法」に改め、同項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

附則

この規則は、平成22年9月1日から施行する。

行政改革課

訓令

長野県訓令第16号

本府内部部局
現地機関

副知事の担任事務に関する規程(平成18年長野県訓令第9号)は、平成22年8月31日限り、廃止します。

平成22年8月31日

長野県知事 村井 仁

行政改革課